

札幌市新型インフルエンザ等対策有識者会議委員名簿

資料 1

令和 6 年 8 月 19 日現在
(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属 ・ 役 職
いのうえ ひろこ 井上 宏子	消費生活アドバイザー
おやまだ れいこ 小山田 玲子	北海道大学病院感染制御部 看護師長
くぼた なるみ 窪田 生美	札幌市厚別区保健福祉部医事担当部長
たかい てつひこ 高井 哲彦	北海道大学大学院経済学研究院 准教授
ため あつし 多米 淳	一般社団法人札幌市医師会 副会長
だんばやし きみこ 段 林 君子	弁護士
とがし たけひろ 富樫 武弘	公益財団法人北海道結核予防会 医療参与
にわ ゆうじ 丹羽 祐而	北海道教育振興会 顧問
みずおち たかし 水落 隆志	札幌商工会議所 常務理事
みずの けんじ 水野 健司	北海道電力ネットワーク株式会社道央統括支店 副支店長

任期：令和 8 年 7 月 11 日まで

札幌市新型インフルエンザ等対策有識者会議規則

(平成 30 年 3 月 29 日規則第 13 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、札幌市附属機関設置条例（平成 26 年条例第 43 号）第 7 条の規定に基づき、札幌市新型インフルエンザ等対策有識者会議（以下「有識者会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第 2 条 有識者会議に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 有識者会議の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、有識者会議の議長となる。

3 有識者会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

4 有識者会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 4 条 有識者会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第 5 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 6 条 有識者会議の庶務は、保健福祉局において行う。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、委員長が有識者会議に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行後最初の有識者会議の会議は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

札幌市新型インフルエンザ等対策有識者会議運営要領

平成 30 年 7 月 18 日
保健福祉局医務監決裁

(目的)

第 1 条 この要領は、札幌市附属機関設置条例（平成 26 年条例第 43 号）に基づく札幌市新型インフルエンザ等対策有識者会議（以下「有識者会議」という。）について、札幌市新型インフルエンザ等対策有識者会議規則（平成 30 年規則第 13 号）に定める事項のほか、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第 2 条 この有識者会議は、次の事項について協議を行う。

- (1) 全庁横断的な体制構築、外部機関との相互連携などの実施体制について
- (2) 発生段階別サーベイランスの実施、様々な情報の収集・分析の方策について
- (3) 市民・医療機関に対する情報提供、共有方法等の検討について
- (4) 個人・地域・社会レベルでの予防・まん延防止策の実施について
- (5) 医療機能を確保するための方策について
- (6) 市民生活及び経済への影響を最小限とするための対策について
- (7) その他必要な事項について

(組織)

第 3 条 この有識者会議は、次のいずれかの分野に関する専門的知識を有する者の中から市長が委嘱する者をもって構成する。

- (1) 医療体制
- (2) 公衆衛生
- (3) 感染症対策
- (4) 社会経済機能
- (5) インフラ機能
- (6) 市民生活

(分科会)

第 4 条 有識者会議に、課題別の専門的な評価及び助言を行うため、必要に応じて分科会を設置することができる。

- 2 分科会は、課題別に必要に応じて開催する。
- 3 分科会に属すべき構成員は、有識者会議の構成員の中から委員長が指名する。
- 4 委員長は、当該分科会に属する構成員の中から分科会の長を指名する。
- 5 分科会の結果は、有識者会議に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 7 月 18 日から施行する。

感染症対策に係る関係計画の策定等について

- 新型コロナ対応を踏まえて、**3年間で4つの感染症関係計画の策定・改定**を予定 新：新規策定 改：改定
- 令和5年度は、感染症対策の基本指針となる「**札幌市感染症予防計画**」を新たに策定
- 令和6年度は、予防計画に基づく**保健所・衛生研究所の体制強化の手引き**となる「**健康危機対処計画**」の策定と、国の政府行動計画の改定を受けた「**札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画**」の改定を進める

令和5年度

新 札幌市感染症予防計画

札幌市の感染症対策の基本指針

- 計画期間は令和6～11年度
- 感染症全般を対象とし、感染症危機に備えるため、平時・有事の札幌市の取組を規定
- 数値目標

項目	
PCR検査実施能力（流行初期）	500件/日
〃（流行初期以降）	3,770件/日
研修・訓練回数（平時）	3回/年
保健所人員確保数（流行初期）	400人

※流行初期は国公表後1カ月、流行初期以降は国公表後6カ月

整合性

具体的事項

令和6年度

政府行動計画の改定（令和6年7月2日閣議決定）

北海道行動計画の改定（令和6年度末予定）

改 札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画

札幌市の感染症危機発生時における行動指針

- 新興感染症を対象とし、**平時の備え、有事の対応として札幌市が実施すべき対策**を規定
- 札幌市感染症対策本部（全庁体制）による対応

※市行動計画の改定は令和7年度の予定

新 (仮)札幌市保健所・衛生研究所健康危機対処計画

保健所・衛生研究所の感染症有事体制強化の手引き

- 新興感染症を対象とし、**流行開始から1か月間**において想定される**業務量に対する人員体制**を規定
- 新型コロナ対応を踏まえた業務フローを想定

整合性

令和7年度

改 札幌市業務継続計画【新型インフルエンザ（強毒）編】

感染症有事の業務継続指針

- 全局区の感染症対応業務、縮小・中止する既存業務を整理